別表第３　小規模保育事業（Ｂ型）（保育認定）

地域区分①	定員区分②	認定区分③	年齢区分④	保育必要量区分⑤ 保育標準時間認定 基本分単価⑥	（注１）	保育必要量区分⑤ 保育短時間認定 基本分単価⑥	（注１）
10/100地域	6人から12人まで	3号	１、２歳児	193, 920	(258, 790)	189, 110	(253, 980)
			乳　　児	258, 790		253, 980	
	13人から19人まで	3号	１、２歳児	150, 630	(215, 500)	147, 600	(212, 470)
			乳　　児	215, 500		212, 470	

処遇改善等加算（区分１及び区分２）⑦

定員区分②	年齢区分④		保育標準時間認定	（注１）		加算率（注２）(a)		(b)		(c)	（注１）	保育短時間認定	（注１）		加算率（注２）(a)		(b)		(c)	（注１）
6人から12人まで	１、２歳児	＋	1, 820	(2, 460)	×	（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋	3. 7（c）	(2. 8（c））)	1, 770	(2, 410)	×	（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋	3. 6（c）	(2. 7（c））)
	乳　　児	＋	2, 460		×	（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋	2. 8（c））		2, 410		×	（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋	2. 7（c））	
13人から19人まで	１、２歳児	＋	1, 390	(2, 030)	×	（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋	3. 7（c）	(2. 6（c））)	1, 360	(2, 000)	×	（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋	3. 6（c）	(2. 5（c））)
	乳　　児	＋	2, 030		×	（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋	2. 6（c））		2, 000		×	（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋	2. 5（c））	

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分		保育士比率向上加算							障害児保育加算（１歳児配置改善加算無し）※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算								
							処遇改善等加算（区分１及び区分２）							処遇改善等加算（区分１及び区分２）						
									加算率（注２）							加算率（注２）				
						（注１）		（注１）	(a)	(b)			（注１）		（注１）	(a)		(b)	(c)	（注１）
①	②	③	④		⑧							⑨								
10/100地域	6人から12人まで	3号	１、２歳児	＋	14, 630	(24, 390)	＋　150	(250)	×　（加算率(a)	＋　加算率(b)）	＋	129, 750	(64, 870)	＋　1, 290	(640)	×　（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋　3. 7（c）	(3. 8（c））)
			乳　　児	＋	24, 390		＋　250		×　（加算率(a)	＋　加算率(b)）	＋	64, 870		＋　640		×　（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋　3. 8（c））	
	13人から19人まで	3号	１、２歳児	＋	12, 930	(22, 690)	＋　130	(230)	×　（加算率(a)	＋　加算率(b)）	＋	129, 750	(64, 870)	＋　1, 290	(640)	×　（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋　3. 7（c）	(3. 8（c））)
			乳　　児	＋	22, 690		＋　230		×　（加算率(a)	＋　加算率(b)）	＋	64, 870		＋　640		×　（加算率(a)	＋	加算率(b)	＋　3. 8（c））	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④		障害児保育加算（１歳児配置改善加算有り） ※1,2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児の特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨'		処遇改善等加算（区分１及び区分２） 加算率（注２）(a) (b) (c)		1歳児配置改善加算 （1,2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児の場合のみに加算） ⑩		処遇改善等加算（区分１及び区分２） 加算率（注２）(a) (b) (c)
10/100地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	＋	116,780	＋	1,160 × （加算率(a) ＋ 加算率（b） ＋ 3.7（c））	＋	12,970	＋	120 × （加算率(a) ＋ 加算率（b） ＋ 3.7（c））
			乳　児								
	13人から19人まで	3号	1、2歳児	＋	116,780	＋	1,160 × （加算率(a) ＋ 加算率（b） ＋ 3.7（c））	＋	12,970	＋	120 × （加算率(a) ＋ 加算率（b） ＋ 3.7（c））
			乳　児								

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	休日保育加算 ⑪		夜間保育加算 ⑫		減価償却費加算 ⑬ 加算額 標準	都市部	賃借料加算 ⑭	加算額 標準	都市部
10/100地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	＋（休日保育加算の額：下表）÷各月初日の利用子ども数		＋ 45, 150	＋ 390 ×（加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 6. 4（c））	＋ 3, 400	3, 700	＋ a 地域	20, 300	22, 600
			1、2歳児							b 地域	11, 200	12, 400
			乳　　児							c 地域	9, 700	10, 800
			乳　　児							d 地域	8, 700	9, 700
	13人から19人まで	3号	1、2歳児			＋ 30, 590	＋ 240 ×（加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 6. 5（c））	＋ 2, 100	2, 300	＋ a 地域	25, 700	28, 600
			1、2歳児							b 地域	14, 200	15, 700
			乳　　児							c 地域	12, 300	13, 700
			乳　　児							d 地域	11, 000	12, 300

休日保育加算 ⑪（処遇改善等加算（区分１及び区分２）　加算率（注２）(a)(b)(c)）

休日保育の年間延べ利用子ども数		＋	処遇改善等加算
〜 210人	208, 500	＋	2, 080 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 7（c））
211人〜 279人	222, 700	＋	2, 220 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 5（c））
280人〜 349人	251, 300	＋	2, 510 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 6（c））
350人〜 419人	279, 900	＋	2, 790 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 8（c））
420人〜 489人	308, 500	＋	3, 080 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 9（c））
490人〜 559人	337, 100	＋	3, 370 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 6（c））
560人〜 629人	365, 700	＋	3, 650 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 7（c））
630人〜 699人	394, 200	＋	3, 940 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 8（c））
700人〜 769人	422, 800	＋	4, 220 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 9（c））
770人〜 839人	451, 400	＋	4, 510 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 7（c））
840人〜 909人	480, 000	＋	4, 800 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 8（c））
910人〜 979人	508, 600	＋	5, 080 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 8（c））
980人〜1, 049人	537, 200	＋	5, 370 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 9（c））
1, 050人〜	565, 700	＋	5, 650 ×（加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 2. 9（c））

÷ 各月初日の利用子ども数

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④		連携施設を設定しない場合 ⑮		食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯		管理者を配置していない場合 ⑰		処遇改善等加算（区分１及び区分２） 加算率（注２） (a) (b) (c)		土曜日に閉所する場合 ⑱ 月に１日土曜日を閉所する場合	月に２日土曜日を閉所する場合	月に３日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合 ⑲
10/100地域	6人から12人まで	3号	１、２歳児	−	2, 110	−	(⑥＋⑦＋⑫) × 10/100	−	39, 950	＋	390 × （加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 0.9（c））	−	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫) × 2/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫) × 4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫) × 6/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫) × 8/100	(⑥～⑱) × 79/100
			乳　　児														
	13人から19人まで	3号	１、２歳児	−	1, 330	−	(⑥＋⑦＋⑫) × 10/100	−	25, 230	＋	250 × （加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 0.9（c））	−	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫) × 2/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫) × 4/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫) × 7/100	(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑫) × 9/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人～30人 (⑥～⑱) × 80/100 31人～40人 (⑥～⑱) × 75/100 41人～ (⑥～⑱) × 70/100
			乳　　児														

加算部分２

処遇改善等加算（区分３）　⑳	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算（区分３）ー①　　49,020 × 人数Ａ ・処遇改善等加算（区分３）ー②　　6,130 × 人数Ｂ	※１　各月初日の利用子どもの単価に加算 ※２　人数Ａ及び人数Ｂについては、別に定める。

冷暖房費加算　㉑	1　級　地	1,950	4　級　地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 １級地～４級地：寒冷地手当法別表に規定する１級地～４級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する４級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：１級地～４級地及び激変緩和地域以外の地域
	2　級　地	1,740	激変緩和地域	1,020	
	3　級　地	1,710	その他地域	120	

除雪費加算　㉒	6,510	※３月初日の利用子どもの単価に加算

降灰除去費加算　㉓	164,780÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

施設機能強化推進費加算　㉔	160,000（限度額）÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

栄養管理加算　㉕	A	基本額　処遇改善等加算（区分１及び区分２） （　79,950　＋　790　×（　加算率（a）＋　加算率（b）　＋　8.4（c）　）） ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 Ａ：Ｂを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 Ｂ：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 Ｃ：Ａ又はＢを除き、栄養士を嘱託等している施設
	B	基本額　処遇改善等加算（区分１及び区分２） （　50,000　＋　500×（加算率（a）+加算率（b））　） ÷各月初日の利用子ども数	
	C	基本額 10,000　÷各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算　㉖	150,000÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

（注１）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注２）処遇改善等加算（区分１及び区分２）の加算率において、（a）は第１条第17号の基礎分における職員１人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員１人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和７年こども家庭庁告示第※号）附則第３条において読み替えて適用する第１条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第２又は別表第３に規定する割合をいう。